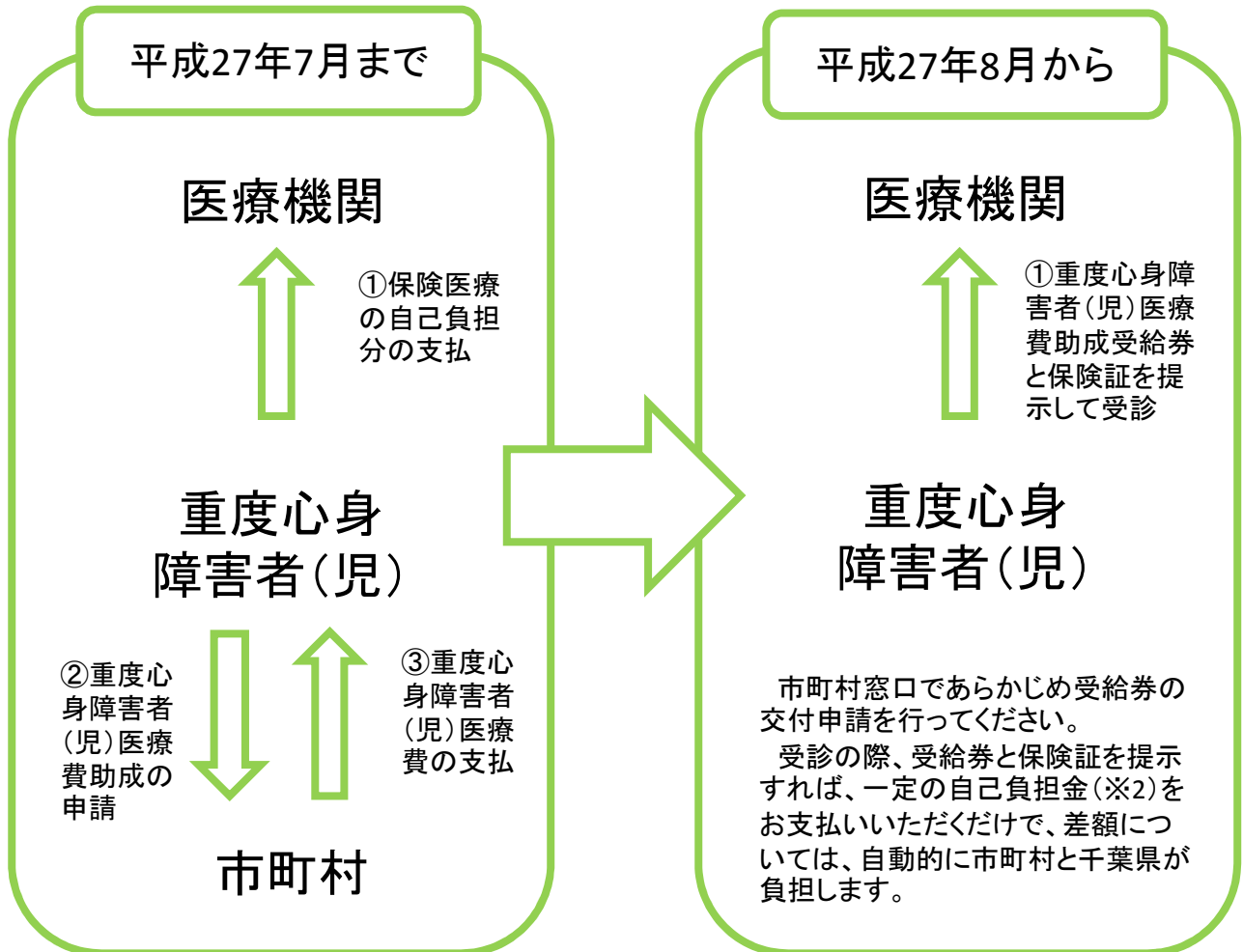


平成27年8月より(※1)
重度心身障害者(児)
医療給付制度が変わります

平成27年8月から医療機関の窓口で一定の自己負担金をお支払いいただければ、その場で精算されます。



※1 実施時期は、県の市町村に対する補助の変更時期であり、市町村の実施時期については各市町村によって異なる可能性があります。
※2 原則、通院1回、入院1日につき300円を負担いただきます。ただし、市町村民税所得割非課税世帯は無料となります。

助成内容は、お住まいの市町村によって異なります。
詳しくはお住まいの市町村窓口にお問い合わせください。